

保険医協会FAX情報

発行：鳥取県保険医協会 No. 77
〒683-0853 米子市両三柳 877-1
電話 0859-24-3063 FAX 0859-24-3066

診療報酬・新型コロナ特例

10月1日以降の取扱いについて

日頃のご奮闘に心から敬意を表します。厚労省より、9月15日付で「令和5年度秋以降の新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取り扱いについて」の通知が発出されました。概要は以下の通りです。

①9月末で廃止となる点数

| 区分番号 | 診療行為名称 | 10月1日以降 |
|---------|--|---------|
| B000-00 | 特定疾患療養管理料(147点) 外来の新型コロナウイルス感染症患者に対し、家庭内の感染防止策や、重症化した場合の対応等の療養上の指導を実施した場合に算定 | 廃止 |

②10月1日以降の取り扱い（新設のコード・名称については追ってお知らせします。）

| 現行措置(主なもの) | | ➡ | 10月1日以降 | |
|------------|---|------|---|------|
| 外来 | 院内トリアージ実施料 対応医療機関の枠組みを前提とし、院内感染対策に加え、受入患者を限定しない | 300点 | 【名称・点数変更】 特定疾患療養管理料 (100床未満の病院) (特例)(10月以降) | 147点 |
| | 特定疾患療養管理料 上記該当せず、院内感染対策を実施 (院内トリアージを算定しない医療機関) | 147点 | 【名称・点数変更】 夜間・早朝加算 (特例)(10月以降) | 50点 |
| 在宅 | 院内トリアージ実施料 陽性及び疑い患者に対して感染予防策を講じた上で往診等の診療を実施 | 300点 | 【名称・点数変更】 看護配置加算 (1日につき)(特例) (10月以降) | 50点 |
| | 救急医療管理加算1 陽性患者に対して次のいずれかに該当する場合 ①新型コロナに関連した緊急の訴えにもとづいて速やかに往診を実施した場合 ②新型コロナに関連した継続的な診療の必要性を認め訪問診療を実施 | 950点 | 【名称・点数変更】 院内トリアージ実施料 (在宅)(緊急往診等)(特例) (10月以降) | 300点 |

| | | | | |
|------|--|--------|--|-------|
| 在宅 | 救急医療管理加算1 介護医療院等又は介護老人福祉施設等に 入所する陽性患者について、当該患者又は その看護者から新型コロナに関連する訴え にもとづいて速やかに往診を実施 | 2850 点 | 【点数変更】 救急医療管理加算1 | 950 点 |
| | 救急医療管理加算1 上記の場合で、往診ではなく、 看護職員とともに施設入居者に対し オンライン診療を実施 | 950 点 | 【名称・点数変更】 院内トリアージ実施料 (オンライン)(特例) | 300 点 |
| 入院調整 | 救急医療管理加算1 陽性患者について、入院調整を行った上で、 入院先の医療機関に対し患者の紹介を行う | 950 点 | 【名称・点数変更】 療養情報提供加算 (特例)(10月以降) | 100 点 |

③治療薬の自己負担軽減

コロナ治療薬「ラゲブリオ」、「パキロビッド」、「ゾコーバ」、「ベクルリー」、「ゼビュディ」、「ロナプリーブ」、「エバシールド」については一定の自己負担を求めた上で、公費支援が継続されます。負担額は、医療保険の自己負担割合の区分ごとに段階的に設定されます。(令和6年3月末まで)

| 自己負担額上限 (10月1日以降) | | | |
|-------------------|--------|--------|--------|
| 自己負担割合 | 1割負担 | 2割負担 | 3割負担 |
| 治療費負担額 | 3000 円 | 6000 円 | 9000 円 |

④入院医療費

入院医療費については、高額療養費制度の自己負担限度額に医療費比例額が含まれない場合1万円、含まれる場合当該医療費比例額に5000円加えた額を自己負担限度額から減額したものを自己負担の上限とする措置になります。(令和6年3月末まで)

⑤【歯科】10月1日以降の取り扱い

| 現行措置(主なもの) | | | 10月1日以降 |
|-------------|--|--------|--|
| 新型コロナ歯科治療加算 | 歯科治療の延期が困難な陽性患者に歯科治療をした場合 ※なお、電話や情報通信機器を用いた診療の場合は算定不可 | 298 点 | 147 点 |
| 歯科訪問診療料1 | 陽性患者に対して歯科訪問診療をおこなった時であって診療時間が20分未満の場合 ※摘要欄「コロナ特例」と記載 | 1100 点 | 歯科訪問診療料1 1100 点 歯科訪問診療料2 361 点 歯科訪問診療料3 185 点 |

ご不明な点は鳥取県保険医協会事務局までお問い合わせください